質問第二三号

サイバー攻撃による不正売買が証券市場全体に及ぼす影響と投資家保護に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年十一月六日

石垣　のりこ

参議院議長　関口昌一　殿

サイバー攻撃による不正売買が証券市場全体に及ぼす影響と投資家保護に関する質問主意書

令和八年十月、岩井コスモ証券株式会社において、インターネット取引システムの運用・保守を委託している事業者のシステムが第三者による不正アクセスを受け、顧客の意図しない株式の注文が出され、そのうちの五口座において売買が成立する事案が発生した。同社は、影響を受けた顧客の取引口座について、取引前の状態に戻す対応を行ったとされる。

同事案では、不正な売買の成立が五口座にとどまったため、証券会社が自社の責任の範囲で顧客の取引口座を原状回復する対応が可能だったと考えられる。しかし、サイバー攻撃によって証券会社の取引システムが不正に利用されることで、特定の銘柄について株価を大きく変動させるほどの大量の買い注文又は売り注文が出され、多数の売買が成立した場合には、問題は当該証券会社と顧客との関係にとどまらない。

例えば、不正な大量注文によって株価が大きく変動すれば、当該証券会社を利用していない投資家の取引にも影響が及び得る。また、不正な注文によって成立した売買を取り消す場合、その売買の相手方は、善意で取引していたとしても、取引の取消しによって利益を失ったり、損失を被ったりする可能性がある。さらに、当該売買によって得た資金を用いて別の銘柄を売買するなど、後続の取引が連鎖的に行われていた場合

には、どこまで取引を取り消し、誰が損失を負担するのかという問題も生じ得る。

このように、サイバー攻撃による不正注文が株価を大きく変動させる規模に及んだ場合、当該証券会社が自社の顧客口座を原状回復するだけでは解決できず、証券市場全体への影響や、当該証券会社を利用していない投資家を含む投資家保護の在り方が問われることになる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　政府は、証券会社の取引システムへのサイバー攻撃による不正注文が、当該証券会社以外の証券会社を通じた取引や、海外市場での取引に影響を及ぼす可能性を認識しているか示されたい。また、そのような市場全体への影響を把握するための調査及び情報共有の仕組みは設けられているか示されたい。

二　不正注文による株価変動が生じた場合、当該不正注文に直接関与していない投資家の売買について、どのような場合に取消しの対象となり得るのか、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）等の関係法令上の根拠、各金融商品取引所の規則及び実際の運用を区別して示されたい。

三　不正注文によって株価が人為的に上昇した時点で、当該株式を保有していた投資家が通常の売買として売却し、利益を得た場合、その投資家が不正注文に関与していない場合でも、当該売買の取消し又は利益

の返還を求められることがあるのか示されたい。ある場合、その法的根拠及び要件を示されたい。

四　不正注文によって株価が変動した後、当該変動の影響を受けた売買が多数成立している場合、全ての取引を不正注文発生前の状態に戻すことは、実務上困難と考えられる。このような場合に、どの範囲の取引を取り消し、どの範囲の取引を有効なものとして維持するかについて、どのような基準が設けられているのか、政府の見解を示されたい。

五　不正注文によって損失を被った投資家の救済について、取引を取り消す方法と取引を維持した上で損害賠償等によって損失を補填する方法とでは、どのような利点及び問題点があるか、政府の認識をそれぞれ示されたい。

六　サイバー攻撃による不正注文が国内外の市場に広く影響を及ぼした場合、被害を受けた投資家の救済と市場の安定性を両立させるため、金融商品取引法等の関係法令、各金融商品取引所の規則及び投資家保護制度を横断した検討を行う必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。